

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法(平成十九年法律第九百九号)の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。